

- 同 二 保證日給制定には盡力すべければ一任されたし
- 同 三 日給者の五十錢昇給は、五十錢とは明言し難きも一任されたし、極力盡力すべし
- 同 四 退職の場合は年五十圓の割にて退職手當を出だすの件は、他の従業員にも未だ退職休與制の定めなきため金額時期を明言し難きも、一般従業員の問題として目下調査中なれば安心して一任されたし
- 同 五 復職の際は鹹首者を一人も出さざること―難色ありしも承認
- 同 六 廿一日より復職の日迄を休業と認め勤務年數に計算すること―承認(但し日給を給せず)
- 同 七 將來鹹首者を出す場合は三ヶ月分の退職給を給與すべしとの要求に對しては好意を以て何等かの方法を講ずべきを約す

右の如く主要條件及五以下の復職條件の殆ど全部を容認したるの觀ある答辯を與へたれば五委員は一同に諮るべしとして引き上げ、協議の結果更に

- 一、保證日給は二圓三十錢とすること
- 二、保證日給制定及増給の實行は一月一日より實行の事

右に對する確答を得べく午后五時五委員は三越本館にて幾戸氏と會見したり、此會見に於て幾戸氏保證日給の額は明言し難きも現在日給者の最低二圓卅錢なれば、保證日給二圓三十錢の要求は安心して一任されて可なるべしと云ひ、保證日給及増給の實行は一月十五日より實行すべしと確答したり、五委員の報告に依り罷業者一同は満足し罷業終決とするに決定したれば五委員は幾戸氏邸にて三度會見し覺書を求めたるに幾戸氏は手記署名の覺書を與へたり全文左の如し。

### 覺 書 (原文のまゝ)

- 一、身許保證金積立金半額拂戻されたし  
此に對し半額拂戻を承認し、尙事情止むを得ざる向に對しては、全額拂戻の承認を受くる様盡力すること
- 一、技工に對者、保證日給二圓三十錢を支給されたし  
此に對し保證日給の制定に盡力すること但し金額は小生一任の事
- 一、日給者に對し五十錢の増給盡力を爲すこと、但し金額に對してはふ生一任のこと  
前二項に就ては一月十五日までに實行するよう盡力すること
- 一、退職の場合は年五十圓の割合を以て退職手當を給與されたし  
此に對者金額時期は小生一任のこと、但し成るべく早く實行相成るよう盡力すること
- 一、復職の際は鹹首者を一人も出さざること